

平成26年第2回矢巾町議会臨時会目次

議案目次	1
第 1 号 (4月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第29号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求 めることについて	6
○議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関 し承認を求めることについて	13
○議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の専決処 分に関し承認を求めることについて	19
○議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結について	21
○議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について	24
○閉 会	29
○署 名	31

議 案 目 次

平成26年第2回矢巾町議会臨時会

1. 議案第29号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
2. 議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて
3. 議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて
4. 議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結について
5. 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

平成26年第2回矢巾町議会臨時会議事日程

平成26年4月30日（水）午前10時開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第29号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 4 議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 5 議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 6 議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
税務課長 兼会計管理者	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	商工観光課長	山本良司君
上下水道課長	藤原道明君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年第2回矢巾町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち、紹介を行います。

4月の人事異動で幹部職員に異動がありましたので、紹介します。村松康志住民課長です。

○住民課長（村松康志君） この4月の人事異動で住民課長を拝命いたしました村松康志と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で紹介を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

1 番 齊 藤 正 範 議員

2 番 藤 原 由 巳 議員

3 番 村 松 信 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3 議案第 29 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第 3、議案第 29 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第 29 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例等の一部改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生に向け、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げるなど車体課税の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うための地方税法等及び地方税法施行令並びに地方税法施行規則の改正に伴い、矢巾町税条例等の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容であります。1 点目は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例として、免税措置等の適用期限を 3 年延長し、平成 30 年度分までの個人町民税について適用する措置を講じるものであります。

2 点目は、優良住宅地の造成等のために所有期間が 5 年を超える土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、軽減税率の適用期限を 3 年延長し、平成 29 年度分までの個人町民税について適用する措置を講ずるものであります。

次に、法人町民税につきましては、国税である地方法人税を創設し、地方交付税不交付団体の財源を活用し、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分、連結事業年度分の法人町民税法人税割の税率を 2.6% 引き下げ、引き下げに相当する税収額全額を地方交付税の原資化とする措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税について、1点目は社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産、学校法人、社会福祉法人等が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置を講じるものであります。

2点目は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例として、本年4月1日から平成29年3月31日までの間にノンフロン製品、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵施設に係る固定資産について、最初の3年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3の割合を乗じて得た額とする特例措置を、公害防止用設備として本年4月1日から平成28年3月31日までの間に水質汚濁防止法に規定する一定の汚水または廃液処理施設に係る固定資産について、固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1の割合を乗じて得た額とする特例措置を、また大気汚染防止法に規定する一定の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する一定の特定有害物質排出抑制施設に係る固定資産について、固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1の割合を乗じて得た額とする特例措置をそれぞれ講じるものであります。

3点目は、建築物の耐震改修に関する法律の改正に伴い、耐震診断を義務づけられた病院、旅館などの不特定多数の者が利用する大規模な建築物等、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物のうち、本年4月1日から平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を施工した場合において、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税について、原則2分の1に相当する金額を軽減する措置を講じるものであります。

次に、軽自動車税につきまして、軽自動車と小型自動車と比較した場合、その差異が縮まっている現状にあり、自動車としての車体課税の見直しとして、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車の税率について、自家用自動車にあっては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を配慮し、現行の約1.25倍にそれぞれ引き上げ、原動機付自転車等の二輪車については平成27年4月1日以後の税率を現行の約1.5倍に引き上げた上、2,000円に満たない場合は税率を2,000円に引き上げる措置を講じるものであります。

また、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、初めて車両登録の指定を受けてから13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車に対し、おおむね20%の重課税率を平

成28年度以後の軽自動車税について適用するものであります。

次に、国民健康保険税について、1点目は高齢化の進展等により医療給付費の増加に対応するとともに、高所得者により多くの負担を求め、中間所得層に配慮した負担を図るため、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険の低所得者に対する保険料軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから矢巾町税条例の一部を改正するものであり、平成26年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したところであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点お伺いします。

まず、1点目は、今社会の中で所得の格差が開いている状況なのですが、その一番は労働条件がさまざまな形態になっているということで、臨時とかパート、そして正社員もありますけれども、そういう中で格差が生まれていますけれども、税金を滞納している方で国保税、そして軽自動車税を滞納している方たち、そしてその方たちが条例を制定することによってどのようになるのか、具体的にお願います。それが1点目です。

それから、2点目は国保税の特例措置とかありますけれども、優遇される方がいらっしゃると思うのですが、何件ぐらいで、金額的にはどのようになっているのかお願います。

それから、3点目は法人税の引き下げが行われますけれども、矢巾町は流通センターも

ありますけれども、企業がありますけれども、何件ぐらいで、どのくらいの金額になるのか、それと1件当たりどのくらいなのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保の改正等により滞納されている方等、どのようになるのかというようなことでございますけれども、これについては滞納されている方には直接かかわるものではなくて、今度の4月1日以降の国保の対象者のほうに課税になるというようなことでありまして、限度額につきましては高額所得者のほうに影響が出てくるというようなことでございます。それらにつきましては、今現在の試算でありますけれども、現行でいきますと後期高齢者の支援分につきましては約54世帯ほどが限度額オーバーしておりますけれども、それが39世帯ほどに、世帯数的には減少すると。同じく介護保険につきましては、現行34世帯ほどが22世帯ほど、現在のとっているデータの中の試算ではそのように試算しているところでございます。ただ、これらにつきましては、26年度分課税につきましてはこれから確定されますので、これはあくまでも現段階で昨年の所得を参考にした場合の試算ということになりますので、若干そこの差は出てくるかと思えます。

あと、軽減等の措置の対象のことでございますけれども、今回は5割と2割の軽減措置ということになりまして、先ほどと同じように現段階の試算状況でございますけれども、5割軽減につきましては約247世帯、400被保数ほどがふえる見込みでございます。逆に2割のほうにつきましては、2割から5割に上がっていくというような状況になりますので、総体的には約60世帯ほどで、若干軽減が減るということになりますけれども、軽減全体では180世帯ほど、350人ほどが軽減全体ではふえますので、その世帯が新たに2割軽減になる可能性があるというふうに見込んでいるところでございます。

次に、軽自動車税等の関係でございますけれども、軽自動車につきましても現段階の登録台数等から見ますと、影響額につきましては、二輪等の部分につきましては約3,200台ほどございまして、税額で約340万円ほど、あと27年度からの課税となる、要するにこれから新規登録される部分の軽自動車につきましては、今現在の新規登録ベースが年間約600台ほどでございますので、そのペースで推移するということであれば約170万円ほどの27年度以降、軽自動車税としては引き上がるという見込みとしております。

次に、法人税の関係でございますけれども、これにつきましては今度の10月1日以降に開始する事業年度ということでございまして、ことしのところは特に影響はないわけでご

ざいます。途中で解散したとか合併したとかということで、法人の事業年度がことしじゅうに変わる業種があれば、それは多少影響ありますけれども、もしそういうものがないというものとすると、来年の11月以降に影響が出てくるということになります。そのところにつきましては、およそ1,100万円ほどが影響出てくるであろうというふうに捉えております。これにつきましては、法人税割納める会社全てが対象となりますので、均等割しか納めない法人につきましては、それは一切関係ないということになりますけれども、その件数等については特に捉えているものがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 税金の2割、5割、7割のところは7割がなくなって、2割と5割になって、それから5割だった方が2割になるということが世帯では60世帯ということで、結局は収入の少ない方たちの税金が上がることですよね。それをまずお聞きします。

それから、2点目は国保税とか軽自動車税、そのところで金額的にはどのようになるのですか。町の財政にとってどのようになるのでしょうか、お伺いします。収入の少ない人を私はいつも問題にしているのですけれども、収入の少ない人がアップすると私は今説明受けて聞いたのですけれども、そのところをちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、法人税のところなのですけれども、法人税が来年の11月以降に1,100万円ほど減税になるということですよ。均等割は納めている方は多分中小企業の方たちだと思えるのですけれども、減税になる部分はどのぐらい、何社ぐらいあるのですか。そこをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の軽減にかかわる部分については、7割は7割としてそのまま現存いたします。7割がなくなるということではございません。ただ、7割の軽減は、今所得が33万円以下というものにつきましては、住民税の基礎控除額相当額以下であれば7割軽減になりますよということです。住民税の基礎控除が変わりませんので、黙って7割は7割としてそのまま残るということです。ですので、そこは間違えないようにしていただきたいというふうに思います。

また、2割、5割につきましても、従来2割軽減につきましてもは算定の場合、被保険者数の数から世帯主分を引いた、1を引いた数で軽減判定をしていたものが、今度は世帯主も含めて軽減判定をするということで、2割の軽減対象者がふえるということになります。ですので、それも間違えないようにしていただきたいと思います……失礼しました、ただいまのは5割の部分でございます。5割の部分は被保険者が世帯主を入れて計算すると。2割につきましてもは、軽減する判定所得が10万円引き上がるということになりますので、その分軽減判定になる世帯が、枠が広がるというようなことになります。

それで、今現行の5割軽減の試算した場合ですけれども、これはあくまでも3人世帯というところで一応考えた場合で、その世帯によって人数が、被保険者が5人もあるところもあれば1人しかいないというところもありますので、それぞれ計算は全然違ってきますけれども、あえて3人という想定をした場合につきましてもは、現行につきましてもは所得が約82万円以下であれば5割軽減の対象になります、給与収入に換算しますと約147万円の給与収入と。それを今度は106万5,000円に引き上がりますと、給与収入であれば178万円ほど以下の収入であれば5割軽減の対象になりますということで、所得がそこでふえると、要するに前より所得が多くなっても軽減の対象になるということになります。また、2割につきましてもは、現行同じ3人で計算しますと、138万円以下であれば2割の軽減ということになりますけれども、それが168万円の所得ということになります。そこで約30万円ほど引き上げということで、軽減判定とされる所得が拡大されるということになりますので、5割、2割につきましてもは従来よりふえる、人数的に先ほど言いましたように想定で184世帯350人、従来の軽減トータルよりそのぐらいふえる見込みというふうに見ているところでございます。

あと、国保、軽自動車の金額ということでございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、軽自動車につきましてもは、27年度の4月1日以降の課税につきましてもは現行より約340万円ほどふえる見込みということで、これはあくまでも現在の登録台数から試算した場合でありますけれども、二輪車等につきましてもは約340万円ほどと、28年以降につきましてもは四輪の新規登録につきましてもは先ほど言いましたように170万円ほどと。合わせて約510万円ほどが28年度以降については軽自動車税としてふえる見込みということになります。

あと、経年を、13年以上超過した場合、要するに平成15年以前の登録されている軽自動車等につきましてもは、今グリーン化ということで、それぞれ約20%の重課税ということに

なりますけれども、それも廃車しないで、そのままもし使い続ければという前提でござい
ますけれども、約340台ほどが今現在13年経過しておりますので、そこで約150万円ほどの
可能性が出てまいります。それまでに車等を買いかえれば、それは数字変わってきますけ
れども、あくまでも今現在であればということでございます。

次に、法人税の関係でございましてけれども、先ほど来年11月以降、1,100万円ほどと言
いましたけれども、これは町に入ってくる税額はそのぐらい減りますけれども、同じ額を国
税として国のほうに納めるということですので、法人につきましては今現在納めている額
そのものについては変わらないということになります。矢巾の分として試算して1,100万円
が国庫のほうに入り、これが地方交付税の原資化となって、将来矢巾のほうに戻ってくる
交付税として措置されるわけでございますけれども、これにつきましては大都市等で交付
税の不交付団体等があるわけですが、そういう不交付団体であっても全て同じ率で
全部国税化されて、その原資で全部地方に再配分されるということになってまいります。
ですので、幾ら最終的に矢巾のほうに交付税として入ってくるかはまだはっきりわかりま
せんけれども、恐らくこれ以上の金額が入ってくるものというふうに捉えております。

それから、納めているか納めていないかというところにつきましては、おおよそ約半分
ぐらいがまず法人税割を納めているというような格好になりますけれども、確かに均等割
しか納めていないという企業につきましては、どちらかという町内企業のほうが多いわ
けでございますけれども、中央から来ている支店、支社等のある会社につきましては、そ
ちらのほうの国税化されて納める部分が多くなるのかなというふうに捉えております。件
数的にあえてその部分について捉えているものではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第29号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承
認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の
専決処分に関し承認を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

歳入の主なものについては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金については年度末をもって交付額が確定したことによる増額または減額の補正を行い、また11款分担金及び負担金、12款使用料及び手数料、13款国庫支出金及び14款県支出金については事業費の確定に伴う交付額の決定によりそれぞれ増額または減額補正を行い、20款町債の公共土木施設災害復旧事業債及び農林施設災害復旧事業債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の財政調整基金積立金を増額補正し、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費及び12款公債費を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ2億2,523万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,188万9,000円とするものであります。

これらのことについては、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分書の詳細についてご説明を申し上げます。

5ページをお開き願ひます。2表の地方債補正でございます。変更の願ひでございまして、限度額の補正を行ったもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。起債の目的の災害復旧事業、限度額につきまして2億7,480万円を補正後の限度額2億6,870万円としたものでございます。

13ページをお開き願ひます。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明をさせていただきます。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額△598万9,000円、節に参りまして地方揮発油譲与税、同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税△1,685万7,000円、節に参りまして自動車重量譲与税、同額でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金26万9,000円、節に参りまして利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金326万8,000円、節に参りまして配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金784万4,000円、節に参りまして株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額△1,160万3,000円、節に参りまして地方消費税交付金、同額でございます。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金416万1,000円、節に参りまして自動車取得税交付金、同額でございます。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金△147万7,000円、節に参りまして地方特例交付金、同額でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2億2,130万3,000円、節に参りまして地方交付税、同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付

金△79万円、節に参りまして交通安全対策特別交付金、同額でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金1,111万3,000円、節に参りまして社会福祉費負担金△5,000円、児童福祉施設費負担金1,111万9,000円、児童福祉費負担金△1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目衛生費負担金△36万円、節に参りまして未熟児養育医療費負担金、同額でございます。3目農林水産業費負担金△600万4,000円、節に参りまして農業費負担金、同額でございます。

12款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料△2万4,000円、節に参りまして民生手数料、同額でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,946万8,000円、節に参りまして児童福祉施設費負担金、同額でございます。2目衛生費国庫負担金△21万4,000円、節に参りまして保健衛生費負担金、同額でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金△14万4,000円、節に参りまして社会福祉費補助金、同額でございます。3目農林水産業費国庫補助金△78万3,000円、節に参りまして農業振興費補助金、同額でございます。

3項委託金、2目民生費委託金282万3,000円、節に参りまして社会福祉費委託金、同額でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,016万5,000円、節に参りまして児童福祉施設費負担金、同額でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金119万4,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金167万7,000円、障害者福祉事業費補助金△85万8,000円、介護保険運営事業費補助金△11万3,000円、児童福祉費補助金40万円、母子福祉費補助金120万1,000円、被災者生活再建支援金補助金△111万3,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。4目労働費県補助金△329万8,000円、節に参りまして緊急雇用創出事業費補助金、同額でございます。5目農林水産業費県補助金25万2,000円、節に参りまして農業振興費補助金756万円、林業費補助金△730万8,000円で、それぞれ説明欄のとおりでございます。6目土木費県補助金△298万1,000円、節に参りまして住宅費補助金、同額でございます。

20款町債、1項町債、3目災害復旧債△610万円、節に参りまして公共土木施設災害復旧事業債△320万円、農林施設災害復旧事業債△290万円で、説明欄記載のとおりでございます。

21ページをお開き願います。歳出に参ります。2款総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費、補正額に参りまして2億9,175万2,000円、節に参りまして積立金、同額ござい

ます。財政調整基金の積立金でございまして、この額を積み立てますと残高が20億3,712万6,000円となるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、△634万3,000円、節に参りまして役務費△11万円、委託料△24万8,000円、備品購入費△24万2,000円、負担金、補助及び交付金△567万2,000円、扶助費△7万1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目障害福祉費△85万円、説明に参りまして扶助費、同額でございます。3目老人福祉費△845万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費△15万円、節に参りまして委託料、同額でございます。3目児童福祉施設費△239万6,000円、説明に参りまして委託料、同額でございます。4目母子福祉費、補正額はゼロでございまして、財源更正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△226万1,000円、節に参りまして委託料△21万7,000円、使用料及び賃借料△26万5,000円、負担金、補助及び交付金△46万3,000円、扶助費△131万6,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

2項環境衛生費、2目環境保全費、これにつきましても補正額ゼロで、財源更正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、財源更正でございます。3目農業振興費△500万5,000円、節に参りまして共済費△10万5,000円、賃金30万3,000円、報償費△6万3,000円、需用費△21万4,000円、委託料△156万5,000円、負担金、補助及び交付金△275万5,000円で、説明欄記載のとおりでございます。5目農地費△606万円、節に参りまして賃金△10万円、委託料△26万円、工事請負費△570万円で、説明欄記載のとおりでございます。8目ダム管理費△39万円、節に参りまして委託料△15万円、工事請負費△24万円で、説明欄のとおりでございます。

2項林業費、1目林業振興費△48万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費△290万1,000円、節に参りまして委託料で同額でございます。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費△414万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金で同額で、説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費△1,848万6,000円、節に参りまして工事請負費△1,698万6,000円、負担金、補助及び交付金△150万円で、説明欄

記載のとおりでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、補正額ゼロで、財源更正でございます。

12款公債費、1項公債費、2目利子△858万9,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料、同額で、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分書の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、25ページの農林施設災害復旧費がかなり減っておりますけれども、歳出の部分でどういうことがあったのか、その要因についてお知らせ願います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

結論といたしましては、当初災害件数等々、概算で出しておったわけでございまして、それで実際に工事等を進めた形の中で、精査した形の中で減額補正ということになっております。当初はある程度潤沢と申しますか、余裕幅を持って予算計上した部分の精査ということになっておりましたので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点伺います。

ページ数で22ページの老人福祉費の後期高齢者医療運営費の減、この説明をお願いしたいと思います。それから、これは県の広域ですので、人件費なのか、ちょっと高齢者が多くなっている状況の中でどうしてこういうふうになくなったのかをお伺いします。

それから、同じページで民生費、児童福祉費の総務費のところなのですけれども、この地域子育て支援事業の減、委託料のショートステイ事業委託料、三角になっているのですけれども、これのところもちょっと説明をお願いします。予算委員会のときに質問したときに、矢巾町内で12件ほど虐待の子供さんがいるとかというお話をされたのですけれども、その中の子供さんのショートステイなのかどうか、そういうところも含めてちょっとお伺いします。

それから、3点目ですけれども、農業振興のところなのですけれども、ページ数で24ページの生産調整維持対策事業の減というところをちょっと説明をお願いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 1点目の後期高齢者医療費運営事業の減についてご説明申し上げます。運営事業の支払いにつきましては、毎月広域連合のほうに療養給付費と、あとは共通経費という2種類の負担金がございます、それを納めております。減額になったのは、もちろん給付費が大きいわけがございます、当初見込みよりも給付費がかからなかったということが原因となっております。

それから、2点目でございます地域子育て支援事業の減、これは歳入の15ページをちょっとごらんになっていただければわかると思うのですが、11款1項1目の民生費負担金の3節の児童福祉費負担金△1,000円とありますけれども、これは子育て短期支援事業負担金ということで、どのような事業かと申しますと、町の要綱では保護者が例えば疾病、育児疲れ、あとは育児不安等の身体上または精神上の自由、あるいは出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由、そして冠婚葬祭や転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由が認められて、一時的に養育することが困難であった場合、お預かりするという事業でございます。当初この1,000円というのは、その場合の個人の負担となっておりましたけれども、25年度に関しましてはこの制度を利用する方がございませんでしたので、歳入歳出とも減額させていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 3点目の生産調整推進対策事業費の関係の減額の主な理由についてのご質問でございますけれども、まず24ページの方ですけれども、事務費の精査の減ということになるわけがございますけれども、その中の丸の部分の生産調整推進対策事業特別事業の減、この中に担い手生産振興補助金の減が約150万ほどありますけれども、これは各集落の事業推進に伴いまして、それに町で補助をしている分なわけござ

いますけれども、それら実際の成果を出していただきまして、その当初の積算をした形の中で、予算に対しての減額ということでここでは出しておりますし、その下の農業者戸別所得補償制度の推進事業費の補助金でございますが、これにつきましては俗に言います転作補助金の関係の部分につきまして県のほうから、国、県を通して事務費が来るわけでございます。この事務費の部分につきましても最終的に精算した形の中で減額ということで、ここに計上させていただいております。そして、その下でございますけれども、地域農業マスタープラン作成事業費の減でございますけれども、この分につきましても、これは主なものにつきましては集落営農支援マネージャーということで配置しておりますけれども、それらの部分につきましての精査の部分でございます。ここに記載のとおり、保険料なり賃金なり、そういったふうな部分の精査に伴う減額ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

○14番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第30号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第5、議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算

(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題にします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入のうち、収入の1款公共下水道資本的収入の国庫負担金が確定したことに伴い追加するものであります。補正予定額は、資本的収入のうち収入の1款公共下水道資本的収入の国庫負担金を77万1,000円追加して、総額を4億4,499万1,000円とするものであります。

このことについては、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) 町長の命によりまして、議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分の詳細について説明いたします。

2ページをお開き願います。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画(第6号)を、款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、資本的収入及び支出の収入、1款公共下水道資本的収入77万1,000円、4項国庫負担金、1目国庫負担金、節に参りまして国庫負担金、いずれも同額です。

今回の補正は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金につきまして、前回の5号補正時点では収入時期が未定ということでございましたので、5号補正には入れてございませんでした。26年度の当初予算に計上しておりました。ですが、実際には3月末日での収入が確定しましたので、それに伴いまして補正予算として専決処分をしたものでございます。

以上で議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入

ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第31号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結について

○議長(藤原義一議員) 日程第6、議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町国民保養センターにつきましては、昨年8月9日の大雨洪水被害により室内に土砂等が大量に流れ込み、現在も休業を余儀なくされております。このたびの復旧工事につきましては、最も被害が大きかった管理棟の建てかえを初め、浴室棟、介護予防拠点施設高齢者活動センターやまゆりハウス及び接続廊下部分の被災箇所について災害復旧工事を行うものであり、地方債である災害復旧債及び地域活性化事業債を活用するとともに、岩

手県町村会からの建物災害共済金並びに町福祉基金を財源として災害復旧工事を実施する
ところであります。

工事概要についてですが、管理棟につきましては建築後45年を経過しており、被害も管
理棟全体等に及んだことから、今後の維持管理上の問題等も考慮して検討した結果、既存
管理棟を解体し、地盤改良を行った上で建てかえ工事を実施するものであります。新たな
管理棟の施設概要ですが、木造平屋建て、延べ床面積は236.83平方メートルであり、駐車
場スペースをふやして利用しやすくなっております。管理棟内には食堂兼休憩室のほか、
畳コーナー、売店コーナー、多目的トイレ、厨房、仕出し室、フロント、事務室等を配置
し、特にも館内は玄関入り口から浴室棟までを段差がないバリアフリーとしており、新た
に受変電設備も備えた施設として建てかえを行うものであります。さらに、浴室棟、やま
ゆりハウス及び接続廊下につきましては、それぞれの被災箇所の改修工事を行い、機械設
備工事と電気設備工事を含めた復旧工事を行うものであります。

入札執行は、指名競争入札とし、4月8日付でタカヨ建設株式会社、株式会社水清建設、
株式会社水本、水本重機株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、以上5社を指名し、4月
23日午前9時30分から入札を執行した結果、タカヨ建設株式会社が一金1億700万円で落札
し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金1億1,556万円で契約の締結を行うもの
であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といた
します。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

12番、村松輝夫議員。

○12番（村松輝夫議員） それでは、住民は一刻も早い再開を望んでいるわけでありませ
れども、この工期についてはいつからいつまでとなるわけでしょうか。

それから、関連する工事、県の工事で治山ダムの計画がありましたし、それから側溝等
の工事も計画にあるわけですが、この関連する状況の進捗状況等についてご説明をお願い
したいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問の1点目についてお答えをいたしま
す。

工期ということですが、きょうの議会、ご承認をいただければ、一応11月を工期といたしまして、12月の1日に新しくオープンしたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の関連する工事の関係でございますが、治山ダムにつきましては森林管理署、国のほうの分が治山ダム2カ所、あと県のほうが2カ所という格好で、4カ所今年度施工する予定でございますが、国のほう、森林管理署分につきましては設計関係がまず6月末の見込みと、その後の発注であるという形でお聞きしておりますし、県のほうにつきましても設計期間を約1カ月ほど見込まなければいけないということで、工事に関しましては作業道の関係から森林管理署及び町のほうと協議をしながら施工していきたいというようにお話を伺っておりますし、関連します排水路の関係でございますが、これにつきましては4月1日から測量調査等を発注いたしまして、現在路線測量等をやっております、これら終わりましたならば森林管理署さんからの流量等をお聞きながら詳細設計に入って行って、その後設計等が完了し次第、工事に入るというような段取りで今現在進めているところでございます。これにつきましても森林管理署さん、県とも26年度完成という形で聞いておりますので、それらと歩調を合わせながら工事をしていくというような形になると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

○12番（村松輝夫議員） はい。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第32号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第7、議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算については、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことにより、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、国による暫定的臨時措置として臨時福祉給付金を支給する予算並びに子育て世帯の影響を緩和するため、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る所要額、町保健福祉交流センターの修繕料に係る所要額予算の補正をご提案するものであります。

歳入といたしましては、13款国庫支出金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出については3款民生費に臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を新設、増額補正し、また保健福祉交流センター管理運営事業を増額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,848万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,128万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第33号 平成26年度矢巾町一般

会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額に参りまして8,793万5,000円、節に参りまして社会福祉費補助金5,018万5,000円、児童福祉費補助金3,775万円でございます。説明欄記載のとおりでございますが、消費税の引き上げに際しまして低所得者や子育て世帯への影響に鑑み、国におきます臨時的な措置として創設されました臨時給付金事業に係る国からの補助金となっているものでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金55万円、節に参りまして財政調整基金繰入金、同額で、説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出に参ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,018万5,000円、節に参りまして職員手当等30万円、賃金110万円、需用費70万円、役務費150万円、委託料180万円、負担金、補助及び交付金4,478万5,000円で、説明欄記載のとおりであります。先ほどの歳入でも申し上げましたとおり、国において暫定的、臨時的な措置として創設されました臨時福祉給付金に係る予算でございます。現時点で給付対象者は3,791人を見込んでいるものでございます。

4目保健福祉交流費55万円、説明に参りまして需用費、同額で、説明欄記載のとおりでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,775万円、説明に参りまして職員手当等20万円、賃金40万円、需用費35万円、役務費100万円、委託料180万円、負担金、補助及び交付金3,400万円でございます。説明欄のとおりでございますが、これにつきましても国において臨時的な給付措置として創設されました子育て世帯臨時特例給付金に係る予算となっているものでございます。現時点で給付対象者を3,400人と見込んでいるところでございます。

以上をもちまして平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ページ数で13ページ、先ほどの臨時福祉給付金3,791人ということですが、どのような方法でやるのか、それから人件費もとっているのか、手紙とかでいろいろ連絡すると思うのですが、どのような方法で。

それから、同じところで子育て世帯臨時特例給付金が3,400人、その差はどのようになって、対象者が違うと思うのですが、私新聞では1人当たり、子供1人について1万円というのを聞いたのですが、どのようにしているのか詳しくお願いします。

消費税が上がって、子供2人の世帯では、若い世帯のところでは年間大体10万ぐらいの消費税が出るという試算がありますけれども、この給付金はいいと思うのですが、少ないのではないかと考えていますけれども、その辺もお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的にこの対象者ということから始まりますが、対象者はことしの1月1日にそれぞれの各市町村に住所を有している方が対象になるということになります。それから、2つ目ですが、それではそのほかの対象者というか、本当の対象者はということになりますが、26年度の市町村民税の非課税の方が対象になりますよということになります。それで、25年度の申告終わったわけですが、それが大体6月ごろに確定をいたしますので、本当の対象者というのはそれが終わらないと対象者が出てきませんということになります。その対象者が出たことによって、1月1日現在に、それではそれぞれのどこの市町村に住所があったかということで、最終的な対象者が決まるということになります。

それで、ここで言われる給付対象者、先ほどお話がありましたとおり1人当たり1万円が対象者に給付されます。そのほかに、年金の関係が出てくるわけですが、それぞれ給付対象者の中で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者がいる場合には、さらに5,000円加算になりますということになります。それも子ども・子育てのほうの手当のこともお話がありましたが、こちらのほうが優先になりますので、それぞれ先ほど言った1万円プラス加算分の5,000円が支給に、それ以外の子ども・子育て世帯については住民課のほうの予算をとりましたけれども、そちらのほうで支給になるということになりますので、当然ながら対象者数あるいは金額等々差があるということになります。

それから、この金額が多い少ないというお話は、これはなかなか難しい部分がありまして、あくまでも国のほうで決められたものでございますので、これを矢巾町の町民の方々に町としては支給するということになると思いますので、それぞれ支給するためには今現在いる職員だけではなかなか難しいということで、臨時の職員を採用したりして給付をしたいと、このように考えております。

それから、今回福祉という部分で、通常ですと生きがい推進課が対象ということになりますが、この部分につきまして町内でプロジェクトチームをつくりまして、基本的に電算等々の絡みもありまして、過去には定額給付金の支給をしたという実績もある部分がありますので、基本的な窓口は企画財政課を窓口にしますと、それぞれの担当が県等とのやりとりは生きがい推進課なり住民課なりが担当するというような形でこの事業を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 子育て世帯臨時特例給付金につきましては、先ほど川村課長が申し上げましたとおり、まず最初に臨時特例給付金を適用しまして、その次に非課税世帯を除いたものに対して子育て世帯臨時特例給付金を給付するものになってございます。支給対象者でございますが、平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者の方が対象になります。臨時特例給付金あるいは生活保護の受給者は除くということになってございます。対象児童1名につき1万円という支給額になっております。

それから、値段が安いのではないかというお話もありましたけれども、仮にこの1万円を消費税5%から8%に上がったという、3%の増分に充てたというふうな計算をしますと、33万円ほどの購入を5%でできるということになります。対象の児童が2人いれば66万、3人いれば99万ということで、結構な金額、消費税の増額に対する緩和の意味では一定の効果があるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この補正に関するものではございませんが、今回の臨時議会ということで、過日駅前の新商業集積の運営説明会、組織説明会というのがございまして、私もそこに参加いたしました。そして、その前後して日報さんとタイムスさんのほうからこの商業

集積の具体的なことも報道もされましたし、それに伴って駅前の旧横沢商店さんの跡地、そこが町有地になっているわけですが、そこに屋台村ができると……

○議長（藤原義一議員） ちょっと済みませんが、質問ですね。

○6番（小川文子議員） 質問、はい。そのことに関して、今回の補正とは直接関係がないわけですが、こういう大事な問題が今新聞報道でされて、議会には一切の説明がなかったわけですので、町民からもいろいろ聞かれても全くどのように答えていいのかわからない状況ですから、この臨時議会の中で一般的な説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 臨時議会に区画整理課長が出席しておりませんので、次の機会に質問していただければと思います。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 課長はいらっしゃいませんけれども、町長がいらっしゃいますので、これを課長のレベルの話というよりも、もうちょっと大きいところの話だと思います。具体的なことでなくて、町有地に屋台村をつくるということになりますと、どういうふうな契約関係になっていくのか。屋台村はもうことしの11月にオープンするということでございますので、6月議会、9月議会があるわけですが、この予算からいきますと第1期工事が約4億円で、工事をもう始めないと11月にはオープンできない状況ですから、工事が始まってからどうのこうのというようなことでは間に合わないと思うので、今回の臨時議会が、せっかく報道された前後でございますので、町長さんのほうから説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ただいまの質問について、臨時議会ですので、当然担当者も見えていないわけですので、この緊急質問に対して議員の皆さんの同意が得られるのであれば許すけれども、担当者いない……

ただいま同意を求められると言われても担当者がいませんので、ただいまの小川議員の質問については次の6月議会もありますので、そのときに質問していただければと思います。それでよろしいですか。

○6番（小川文子議員） いえ、緊急質問として取り上げていただきたい。

○議長（藤原義一議員） ですが、担当者が来ていないので、仮に取り上げたとしても……

○6番（小川文子議員） いや、具体的なことではなくていいのです。考え方としてどういうふうに進めたいと考えているのか、町長さんの構想といいますか、そこをお聞かせいただければいいかと思います。

○議長（藤原義一議員） それでは、皆さんにお諮りします。

ただいま小川文子議員から屋台村についての緊急質問をしたいということがありましたので、このことについて同意される方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立少数であります。

よって、この件については否決されました。

そのほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は終了しました。

これをもって平成26年第2回矢巾町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員